

「アグリフェスタ2026」出店者募集要項

1 アグリフェスタ2026について

① 事業の目的

府内有数の農地面積を誇る亀岡市において、農業は主要な産業であり、市内産農産物の生産・消費の推進を図ることがまちのにぎわいづくりにもつながっています。

また、亀岡市は畜産業が盛んな地域の一つでもあり、令和7年度には第72回近畿東海北陸連合肉牛共進会において、亀岡牛が優秀賞1席、同2席を受賞するなど、高く評価されています。

本年は、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波が開催されるため、市外から多くの方が本市にお越しになります。

つきましては、市内外のより多くの人に食を通じて亀岡市の農業及び畜産業を身近に感じていただくとともに、その生産物のおいしさを知っていただき、地産地消のさらなる推進を通じて生産者・消費者の双方に貢献するイベントを目指します。

② 開催日時

令和8年10月31日（土）、11月1日（日） 午前10時～午後4時（予定）

③ 開催場所

京都・亀岡保津川公園（全国都市緑化フェア会場）

④ 主催

アグリフェスタ実行委員会

事務局：アグリフェスタ実行委員会事務局（亀岡市農林振興課内）

⑤ 中止判断

- ・原則として、小雨決行とします。ただし、突然の荒天等により実施が困難な場合には、事務局から中止の連絡をします。
- ・開催日の前日午前9時時点で、天気予報専門メディア「tenki.jp」において発表される、亀岡市の予定時間内の降水確率が70%以上であることを目安として、開催中止の判断をいたします。
- ・上記以外に、台風等によって開催場所が浸水し、当日までに復旧が困難であることが明白な場合、前日を待たずに中止を判断することがあります。
- ・中止を決定した場合、事務局から順次代表者の方にご連絡します。
- ・中止に際しての損害については、一切補償いたしませんので、ご了承ください。

2 出店募集内容

① 出店場所

全国都市緑化フェア会場

② 出店募集部門

- ・ 飲食部門（会場で調理・盛り付けを行う飲食物を取り扱う者）
- ・ 販売部門（会場で調理をしない飲食物・加工物などを取り扱う者）
- ・ それ以外（飲料・食品を取り扱わない者）

※キッチンカーは出店不可になります。

③ 応募要件

次の要件を満たしていること

- ① 本募集要項を精読し、内容すべてを遵守できる者
- ② 飲食部門・販売部門については、下記のいずれかに該当し許可証の写しを提出できる者
 - ・ 露店飲食店営業許可を取得している者（飲食部門）
 - ・ 固定店舗での営業許可を取得している者（販売部門）

※但し、令和4年10月1日以前取得の営業許可証における営業範囲が京都市内のみの者は、出店不可

- ③ 飲食部門については、食品衛生責任者資格の取得者を配置できる者

④ 出店品目等

出店する事業者が自己又は自己の名をもって生産または販売する品目等で、次のいずれかの内容に該当する品目としてください。

- ・ 京都丹波（亀岡市・南丹市・京丹波町）産野菜
- ・ 京都丹波産の肉を使用した食べ物
- ・ 京都丹波（亀岡市・南丹市・京丹波町）産食材を使用した食べ物、飲料
- ・ 木育につながる体験、啓発活動等
- ・ その他主催者が出店を許可したもの

※事前に提出した物以外の商品の販売は不可です。

※申込完了後の販売品目の変更・追加は原則認めません。

⑤ 出店できない品目等

- ・ 野菜を除く、生もの（刺身・生クリームなど）
- ・ 生き物（動物、昆虫等）
- ・ 違法コピー商品（偽ブランド品、著作権侵害物）
- ・ 危険物（石油類、ガス類、模造刀剣類、モデルガン、ナイフ、包丁等）
- ・ 法令・条例・その他関係法規等で禁じられているもの

- ・周囲に危険を及ぼすもの、あるいは迷惑となるもの
- ・説明文等に誇大又は虚偽の記載があるもの
- ・特許、実用新案等で係争中のもの、あるいは係争のおそれがあるもの
- ・危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、「アグリフェスタ」の趣旨に反するもの

⑥ 出店準備

令和8年10月31日（土）、11月1日（日）両日とも午前9時～10時の間とします。

車両は、午前9時30分までに主催者が指定する場所に駐車してください。各出店者1台まででお願いします。

- ・前日の搬入や準備はできません。当日に準備し、当日に撤去してください。
- ・搬入・搬出に掛かる経費は、出店者の負担とします。
- ・ブースの設営に関しては、申請をされた事業者自身が行ってください。
- ・保健所に申請が必要な方は、各出店者で事前申請を行い、許可証の写しを事務局へ提出してください。
- ・アルコール類販売については、税務署への申請等が必要となります。各自申告のうえ、許可証の写しを事務局へ提出してください。
- ・酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業免許」が必要です。免許をお持ちでない場合は、必ずコップに移して販売してください。（コップに移すことで飲食扱いとなります。）

⑦ 出店場所

出店場所は指定できません。主催者で抽選の上決定します。

⑧ 募集店舗数

約40区画（キッチンカーは出店不可）

- ・各区画にはあらかじめタープ（布状の屋根、三方に囲いあり。下記イメージ図参照）が設置されていますので、出店者においてテントを持参いただく必要はありません。机については1.8m×0.6mのサイズのものが設置済みです。基本その机を使って頂き、足りない場合は各自でご用意をお願いいたします。ただし、椅子、商品展示用の什器等出店に必要なものは各自でご用意ください。

※ 三方幕（後ろ）については、飲食を扱う店舗のみ事務局にて設置させていただきます。

【イメージ図】

テント



机



⑨ 1区画（1ブース）のサイズ及び出店料

幅 2,000mm（横幅）×奥行 2,800mm（奥行）程度

飲食部門 1 店舗あたり 5,000 円を出店料として納付いただきます。

※申込数は 1 店舗あたり 1 区画とし、複数の申込はできません。

※出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。（資機材の保管場所も含む）

※のぼり使用不可。A 型看板のみ使用可。

※商品や店舗の装飾などは、突風等により転倒や落下することがないように、適宜固定取り付けを実施するなど、来場者に危害が加わらないよう、安全確保してください。

※上水設備はありますが、排水設備はありません。

※電力供給設備が必要な場合は別途申し出てください。また、安全管理上、会場内で発電機は使用できません。

※原則としてキャンセルは認めません。

※出店の決定を連絡後、出店料入金までにキャンセルの場合は出店料全額を請求します。

※開催時間の短縮並びに営業時間の変更をした場合、いかなる事由においても出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償しません。

※来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。

⑩ リユース食器の利用について

- ・食器・コップについては、事務局が手配するリユース食器を利用してください。
- ・テイクアウト容器の用意はありません。
- ・リユースコップには飲み物以外入れないでください（唐揚げ等の油物や串物などはリユースコップに入れて販売しないでください）

⑪ 出店事業者が準備する必要があるもの

- ・椅子、商品展示用の什器等、必要であれば机
- ・調理器具
- ・消火器
- ・各事業者のメニュー表示
- ・釣銭
- ・衛生関連、防災関連
- ・リユース食器（コップ、皿）以外のスプーン、箸、紙容器など
- ・テイクアウト用紙容器・紙袋等（プラスチック類は除く）
- ・その他、事務局が用意する以外のもの

※備品及び商品の保安全管理は出店者が行ってください。盗難、紛失・損傷・事故など、主催者は一切の責任を負いません。

⑫ 衛生管理上の注意事項

- ・調理する材料は開催当日に調理し、前日までに調理したものは取り扱わないでください。
- ・下痢等体調の悪い人、手指の傷がある人は調理作業をしないでください。
- ・冷蔵が必要な原材料（肉、魚など）は冷蔵設備等やクーラーボックスで調理直前まで冷蔵してください。
- ・肉等食材を加熱する時は十分に行ってください。（85℃で1分以上中心部まで十分に加熱）
- ・保健所申請と異なる調理方法・工程は行わないでください。
- ・各出店者は、洗浄・消毒設備を各自ご準備いただき、衛生面に留意してください。（ポリタンク・アルコールスプレーなど。保健所からの指導により必須です。）
- ・会場内及びその周辺の排水溝等にゴミ・油・残飯等を廃棄しないでください。
- ・油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。
- ・調理により発生した汚水は出店者各自で持ち帰ってください。
- ・調理手袋を着用する、こまめに手を洗うなど、食中毒にご注意ください。

⑬ 電気・ガス類の使用について

- ・火気を取り扱う場合には、細心の注意のもと使用し、必ず消火器を備え付けてください。（10型以上、製造期間5年以下）
当日、消火器がない場合や、使用済または使用期限切れの消火器を持参された場合は出店を認めません。
- ・発電機の使用は禁止します。主催者側から提供する電源を除き、場内で発電機は使用できません。主催者側からの供給電源の範囲内での運営をお願いします。
- ・プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託して下さい。
- ・プロパンガス等を利用される場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、支柱等にくくりつけるなど転倒防止対策をしてください。
- ・店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。
- ・万一事故が発生した場合、事故を起こした当該出店者で補償をお願いします。
- ・強風が想定されることから、ガス類等の使用においては、十分にご注意ください。
- ・カセットコンロの使用は禁止します。

⑭ 暴力団排除に関して

- ・京都府暴力団排除条例及び亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。
- ・自己又は自社の役員・関係者・事業所等が、次のいずれかに該当した場合は出店できません。
*暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
*暴力団員と生計を一にする者
*暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益を供与するなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者

3 抽選方法等

お申込みいただいた内容は、全て関係機関による確認を行います。

確認後、募集店舗数を越えた場合については主催者による厳正な審査及び抽選により出店者を決定します。

出店可否のご連絡後、出店場所については別途ご連絡します。

出店区画位置の指定はできません。販売品目が隣同士で重複する場合があります。悪しからずご了承ください

4 ブースの運営・撤収

- ・安全衛生及びサービス・モラルについて、徹底してください。
- ・必ず消費税込みの価格表示を行ってください。
- ・未成年者にアルコール類の販売は行わないでください。
- ・飲酒した人が出店・販売等を行わないでください。
- ・発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- ・出店ブース周辺及び使用した設備等は清掃してから撤収してください。
- ・来場時、退場時は必ず現場統括者へ報告してください。
- ・当日は、混雑が予想されるため、効率的な販売にご協力をお願いします。
- ・購入者待機列の整理は各自で行ってください。(動線確保のため列の解散を指示された際にはすぐに対応できるように人員を配置してください)
- ・調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけてください。
- ・主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、指導に従ってください。
- ・出店条件や規約等を逸脱する行為がある店舗については、店舗営業中であっても即時退店・閉店していただきます。また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。なお、次年度以降の開催に際しても出店をお断りする場合があります。
- ・電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。
- ・会場内での盗難や販売でのトラブルおよび事故に関しては、出店者の責任において処理していただきます。事務局は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・出店者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
- ・施設等に損傷等を与えた場合には、原状回復をお願いします。
- ・事務局では、ホームページや広報に使用するための撮影および録画を行いますのでご了承ください。(ご都合の悪い方は事前にお申し出ください。)
- ・イベント終了後、令和8年11月11日(水)までに当日の売上金額を報告してください。観光消費額把握のため、御協力をお願いします。

5 禁止事項

- ・プラスチック製レジ袋の提供は禁止します。
- ・危険物の持ち込みおよび使用は禁止します。

- ・政治活動、宗教活動は禁止します。
- ・周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止します。

6 申込方法

以下の必要事項を明記の上、申込フォーム、Eメール、郵送にてお申し込みください。

申込フォーム：<https://logoform.jp/form/JbYC/1559646>

申込フォーム QR コード



※ 記載事項に虚偽がある場合は出店できません。また、不備がある場合は出店をお断りする場合があります。

申込先： 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8
アグリフェスタ実行委員会 事務局（亀岡市農林振興課内）
電話 0771-25-5036 fax0771-25-4400

申込受付：令和8年7月15日（水）17：00まで

申込後の流れ：

- 第1回アグリフェスタ実行委員会開催
- ↓
- 出店可否のご案内
- ↓
- 出店納付金の支払い
- ↓
- 出店場所・搬入搬出等のご案内